

## 神戸大学育友会課外活動支援金支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学育友会会則第3条第2号の事業として行う海外における課外活動に対する海外課外活動支援金（以下「支援金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給基準及び支給額)

第2条 支援金は、原則として公認課外活動団体又は公認課外活動団体に所属する学生の海外における活動に対し支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公認課外活動団体以外の学生団体又は公認課外活動団体に所属しない学生の海外における活動で、功績が顕著であると認められたものについては、支援金の支給を行うことができる。

3 支援金の支給基準及び支給額の上限は、別紙のとおりとする。

(申請)

第3条 支援金の支給を受けようとする学生団体又は学生は、海外課外活動支援金支給申請書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、海外における課外活動終了後速やかに学務部学生支援課に提出するものとする。

(支給の決定)

第4条 支援金の支給の決定は、海外課外活動支援金支給申請書に基づき、神戸大学育友会理事長（以下「理事長」という。）が行う。

(事務)

第5条 支援金に関する事務は、学務部学生支援課が行う。

(支援の取消し)

第6条 支援金の支給を受けた学生団体又は学生に不正な申請や不適切な行為があった場合は、支援金の支給を取り消し、又は支援金を返還させることがある。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年2月3日から施行する。

支給基準及び支給額の上限（第2条関係）

1. 第2条第1項の公認課外活動団体又は公認課外活動団体に所属する学生の海外における活動に対する支援

(1) 国際大会に日本代表として選出されたもの

1団体 20万円 個人 5万円

(2) 海外で開催される展覧会，展示会，演奏会若しくは公演会に日本代表として出品若しくは出演するもの又は世界的な評価を受けたもの

1団体 15万円 個人 5万円

(3) その他前2号に準ずるもの

前2号に準ずる金額

※ただし，出場，出品又は出演する人数が1団体3名以下の場合，各個人として取り扱う。また，海外への渡航を伴わない場合は，2分の1の額とする。

2. 公認課外活動団体以外の学生団体又は公認課外活動団体に所属しない学生の海外における活動に対する支援

上記1.に準じて，理事会の議を経て，理事長が決定し支給する。